

成田市オープンデータ利用規約

成田市オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、成田市オープンデータの公開サイト（以下「当サイト」という。）及び当サイトへ掲載されているデータ等（以下「コンテンツ」という。）の利用に関して定めるものです。

当サイトをご利用の際には本規約に従っていただくようお願いいたします。また、当サイトのご利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、ご利用に際しては、当サイトで最新の内容をご確認ください。

なお、本規約は成田市ホームページに掲載されているすべての情報に該当するものではありません。

第1条（著作権及びクレジットの記載）

- (1) コンテンツに存在する、本市等が著作権を有する著作物の利用（複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等）については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>）に規定される著作権利用許諾条件を指す。によるものとします。なお、リソースに個別のライセンスが定められているものはそれによります。
- (2) コンテンツを利用する際は、以下を参考にして、クレジットを記載してください。
- ア. コンテンツを改変せず複製して利用する場合

【記載例】

「利用したコンテンツのタイトル」、千葉県成田市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際
(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

イ. コンテンツを改変し利用する場合

【記載例】

この〇〇〇（アプリや作品名等）は、以下の著作物を利用して作成しています。

「利用したコンテンツのタイトル」、千葉県成田市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

第2条（第三者の権利）

コンテンツの内容に第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権・パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。なお、対象データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんのでご注意ください。

第3条（免責事項）

- (1) 本市では、コンテンツの正確性・完全性・特定の目的への適合性等については、いかなる保証を行うものではありません。また当サイトに掲載されている情報は、本市の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではありません。
- (2) 当サイトを利用したこと、利用できなかったこと、掲載されている情報に基づいて利用者が下した判断及び起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、本市は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因または関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任において解決するものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 当サイト上の掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、当サイトの全ての掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、サービスの停止を行うことがあります。
- (5) 当サイトのアドレスは、事前に予告することなく変更する場合があります。当サイトの掲載情報の改変、更新、削除や当サイトのアドレスの変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合、その他一切の影響や利用者に発生する損害について、本市は一切の責任を負いません。

第4条（他のサイトの利用規約との関係）

同一のデータセットが、他のサイトにも公開されている場合において、当該サイトの利用規約（法令に定める利用条件とは別に、当該サイトにおいて独自に設けられた利用条件をいいます。）と当サイトの利用規約が異なるときは、利用者が当サイトを利用するときに限り、当サイトの利用規約が優先するものとします。

第5条（準拠法と合意管轄）

本規約は日本法に基づいて解釈されます。本規約及び対象データの利用に関する紛争については、本市の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

第6条（利用規約違反への対応）

本規約に違反するような行為等を発見された場合には、toukei@city.narita.chiba.jpまでご連絡ください。

附 則

この規約は、令和2年3月31日から施行します。